

「指定介護老人福祉施設」

ユニット型特別養護老人ホーム 第二竹里館

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4078700624号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

1.	事業者	1
2.	事業所の概要	1
3.	職員の配置状況	2
4.	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5.	第三者による評価	12
6.	苦情の受付について	12
7.	施設利用の留意事項	14
8.	非常災害時の対策	14

社会福祉法人竹里会

特別養護老人ホーム 第二竹里館

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 竹里会
(2) 法人所在地 福岡県みやま市山川町原町83番地1
(3) 電話番号 0944-67-3141
(4) 代表者氏名 理事長 山内 一 明
(5) 設立年月 昭和61年 4月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設・平成25年12月1日指定
福岡県 第4078700624号
- (2) 事業所の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に基づきご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共有設備等をご利用いただき、指定介護福祉サービスを提供いたします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 第二竹里館
- (4) 事業所の所在地 福岡県みやま市瀬高町高柳256番地1
- (5) 電話番号 0944-62-7001
Fax 番号 0944-32-8773
- (6) 事業所長（管理者）氏名 関 昭典
- (7) 当事業所の運営方針 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努めます。
明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、個々の生活スタイルに配慮し、その人らしい生活ができる暮らしを目指します。
- (8) 開設年月日 平成 25年 12月 1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付期間	月～日（日・祝日含む） 9時00分～18時00分

(10) 利用定員 40名 (全室個室)

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、完全個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
ユニット型個室	40室	1ユニット10室 (計4ユニット)
食 堂	4室	各ユニットに1室
共同トイレ	8室	各ユニットに2室
浴 室	3室	特殊浴槽1室、個浴槽2室
医 務 室	1室	健康管理や医療処置を行います。

※各居室には、洗面台、衣類等収納タンス、床頭台、ベッド、寝具類等の設備が備え付けてあります。

※必要な方に応じて本人に合わせた車椅子 (自走用、介助用)、リクライニング型車椅子等の貸与もごさいます。

※居室の変更におきましては、ご利用者及び身元引受人から変更の申し入れが合った場合、居室の空き状況及びご利用者の心身状況等において検討をさせていただきます。

但し、居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もごさいます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、介護保険事業所として、人 以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者) (通所介護管理者と兼務)	1 名 (1名)	1 名
2. 生活相談員	1 名 (1名)	1 名
3. 介護支援専門員	1 名 (1名)	1 名
4. 介護職員	16 名 (16名)	12 名
5. 看護職員	3.0名 (3名)	2 名
6. 機能訓練指導員	0.2名 (2名)	0.1 名
7. 医師 (非常勤)	0.1名 (2名)	0.1 名
8. 管理栄養士	1 名 (1名)	1 名

※看介護職員の配置基準は看介護合わせて利用者3名に対し職員1名、合わせて14名となっております。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週40時間) で除した数です。(カッコ内は実人数)。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週 月・金曜日 10:30~12:00
2. 管理者	9:00~18:00

3. 生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 30
4. 介護支援専門員	8 : 30 ~ 17 : 30
5. 看護職員	① 8 : 00 ~ 17 : 00 ② 8 : 30 ~ 17 : 30 ③ 9 : 00 ~ 18 : 00
6. 介護職員	① 7 : 00 ~ 16 : 00 ⑤ 9 : 30 ~ 18 : 30 ② 7 : 30 ~ 16 : 30 ⑥ 10 : 00 ~ 19 : 00 ③ 8 : 00 ~ 17 : 00 ⑦ 10 : 30 ~ 19 : 30 ④ 9 : 00 ~ 18 : 00 ⑧ (夜勤) 17 : 00 ~ 10 : 00
7. 機能訓練指導員	9 : 00 ~ 18 : 00
8. 管理栄養士	8 : 30 ~ 17 : 30

* 土、日、祝日およびその日の状況に応じて上記と異なる場合があります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割及び8割及び7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを目指しています。
- ・ご利用者の生活習慣を尊重するとともに適切な時間に食事提供できるよう配慮します。
(基本食事提供時間) 朝食8:00~ 昼食12:00~ 夕食17:30~

※上記以外の時間にも、ご希望に応じてお食事時間を調整いたします。

②入浴

- ・週2回以上入浴又は清拭を行います。ご利用者の身体状況に合わせた浴槽での入浴の手助けを行います。なお、その他必要に応じて入浴または清拭を行うこともあります。

③排泄

- ・ご利用者の状態に応じて適切な排泄の手助けを行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④口腔ケア

- ・口腔内の清潔が保てるよう、口腔内の観察やご利用者に合わせた口腔ケアを毎日行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の身体の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復または低下を予防するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり状態予防のため、体調等に配慮行いながら離床の手助けを行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、整容、整髪、洗顔等の手助けを行います。

⑧事故発生時の対応

- ・ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・当施設では、サービスの提供に伴って当施設の責めに帰すべき事由により、ご契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害賠償を補償限度額の範囲内において、その損害を賠償させていただきます。
- ・当施設は事故の帰すべき理由がない場合、損害賠償責任を負いかねることもあります。

⑨入院中の居室、ベッドの取り扱いについて

- ・施設に在籍した状態での外泊・入院される場合、居室及びベッドを短期入所生活介護のご利用者に使用させていただく場合があります。

<サービス利用料金（一日当たり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事にかかる標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

① ユニット型介護福祉施設サービス費基本部分（日額）《(1)1割負担、(2)2割負担、(3)3割負担》

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② うち、介護保険から給付される金額	(1) 6,030円 (2) 5,216円 (3) 4,564円	(1) 6,480円 (2) 5,760円 (3) 5,040円	(1) 7,137円 (2) 6,344円 (3) 5,551円	(1) 7,758円 (2) 6,896円 (3) 6,034円	(1) 8,361円 (2) 7,432円 (3) 6,503円
③ サービス利用に係る自己負担額(①-②)	(1) 670円 (2) 1,340円 (3) 2,010円	(1) 740円 (2) 1,480円 (3) 2,220円	(1) 815円 (2) 1,630円 (3) 2,445円	(1) 886円 (2) 1,772円 (3) 2,658円	(1) 955円 (2) 1,910円 (3) 2,865円

② 介護福祉施設サービス費加算部分（日額）

加算名	料金	算定基準
外泊時費用	(1) 246円/日 (2) 492円/日 (3) 738円/日	病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊をした場合（月6日まで、月をまたぐ場合は最長12日まで）
初期加算	(1) 30円/日 (2) 60円/日 (3) 90円/日	入所した日から起算して30日以内の期間に算定（31日を越える入院後に再入所した場合も同様）
退所前訪問相談援助加算	(1) 460円/回 (2) 920円/回 (3) 1,380円/回	退所に先立って訪問相談を行った場合
退所後訪問相談援助加算	(1) 460円/回 (2) 920円/回 (3) 1,380円/回	退所後30日以内に訪問相談を行った場合
退所時相談援助加算	(1) 400円/回 (2) 800円/回 (3) 1,200円/回	家族に対する退所後の療養上の相談援助を行った場合

退所前連携加算	(1) 500 円/回 (2) 1,000 円/回 (3) 1,500 円/回	退所に先立って居宅介護支援事業者へ退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	(1) 46 円/日 (2) 92 円/日 (3) 138 円/日	重度介護者や認知症の方の割合が多く、介護福祉士有資格者が基準以上配置されている場合 (前六月間または前十二月間の新規入所者のうち認知症者の割合が100分の65以上又は要介護4、5の者の割合が100分の70以上、又はたんの吸引等が必要な者の割合が100分の15以上である場合に限る) (サービス提供体制加算との重複算定不可)
看護体制加算(Ⅰ)イ	(1) 6 円/日 (2) 12 円/日 (3) 18 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	(1) 13 円/日 (2) 26 円/日 (3) 39 円/日	看護職員を最低基準配置よりも1名以上配置し、看護職員により24時間の連絡体制を確保していること
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	(1) 27 円/日 (2) 54 円/日 (3) 81 円/日	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準配置よりも1名以上配置している場合
個別機能訓練体制加算(Ⅰ)	(1) 12 円/日 (2) 24 円/日 (3) 36 円/日	機能訓練に専従する機能訓練指導員を1名以上配置し、多職種共同により個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	(1) 120 円/日 (2) 240 円/日 (3) 360 円/日	若年性認知症を受入れ、個別の担当者を配置し、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
常勤専従医師配置加算	(1) 25 円/日 (2) 50 円/日 (3) 75 円/日	常勤の医師を配置している場合
精神科医師定期的療養指導加算	(1) 5 円/日 (2) 10 円/日 (3) 15 円/日	精神科医による診察を月2回以上受けられる体制を整備した場合
障害者生活支援体制加算	(1) 26 円/日 (2) 52 円/日 (3) 78 円/日	視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者である入所者の数が15以上であり、常勤の障害者生活支援員が配置されている場合
栄養マネジメント強化加算	(1) 11 円/日 (2) 22 円/日 (3) 33 円/日	栄養ケア計画に従い、継続定期的な栄養管理を行っている場合
療養食加算	(1) 6 円/回 (2) 12 円/回 (3) 18 円/回	疾病治療の直接手段として医師の発行する指示箋に基づき、療養食を提供した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1) 90 円/月 (2) 180 円/月 (3) 270 円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施する場合
科学的介護推進体制加算	(1) 40 円/月 (2) 80 円/月 (3) 120 円/月	(Ⅰ)ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	(1) 50 円/月 (2) 100 円/月 (3) 150 円/月	(Ⅱ)(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合

ADL 維持等加算 (I)	(1) 30 円/日 (2) 60 円/日 (3) 90 円/日	ADL 値を測定し毎月厚生労働省に提出し、調整済 ADL 利得の平均が 1 以上の場合
ADL 維持等加算 (II)	(1) 60 円/日 (2) 120 円/日 (3) 180 円/日	ADL 値を測定し毎月厚生労働省に提出し、調整済 ADL 利得の平均が 2 以上の場合
褥瘡マネジメント加算 (I)	(1) 3 円/日 (2) 6 円/日 (3) 9 円/日	定期的に評価を行い、多職種共同で褥瘡が発生するリスクのある入所者の褥瘡ケア計画を作成した場合
褥瘡マネジメント加算 (II)	(1) 13 円/日 (2) 26 円/日 (3) 39 円/日	入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者が褥瘡の発生のない場合
排せつ支援加算	(1) 10 円/日 (2) 20 円/日 (3) 30 円/日	(I) 多職種共同で支援計画を作成し、定期的に評価を行っている場合
	(1) 15 円/日 (2) 30 円/日 (3) 45 円/日	(II) 排尿・排便の一方が改善しいずれにも悪化がないかおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
	(1) 10 円/日 (2) 20 円/日 (3) 30 円/日	(III) 排尿・排便の一方が改善しいずれにも悪化がなく、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
経口移行加算	(1) 28 円/日 (2) 56 円/日 (3) 84 円/日	医師の指示に基づき、共同して経口移行計画（経管にて食事摂取の入所者対象）を作成し、指示を受けた管理又は栄養士が、経口による食事摂取を進める為の栄養管理を行った場合（経口維持加算を算定している場合は算定不可）
経口維持加算	(1) 400 円/月 (2) 800 円/月 (3) 1,200 円/月	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合
看取り介護体制加算	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 45 日を限度として、死亡月に加算	
	(1) 72 円/日 (2) 144 円/日 (3) 216 円/日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	(1) 144 円/日 (2) 288 円/日 (3) 432 円/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	(1) 680 円/日 (2) 1,360 円/日 (3) 2,040 円/日	死亡日以前 2 日及び 3 日
	(1) 1,280 円/日 (2) 2,560 円/日 (3) 3,840 円/日	死亡日
在宅復帰支援機能加算	(1) 10 円/日 (2) 20 円/日 (3) 30 円/日	入所者の家族と連絡調整を行ない、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

在宅・入所相互利用加算	(1) 40 円/日 (2) 80 円/日 (3) 120 円/日	複数人が在宅期間及び入所期間（入所期間は3ヶ月限度）を定めて、同一個室を利用している場合（要介護3から要介護5までの者）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(1) 3 円/日 (2) 6 円/日 (3) 9 円/日	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者が、2分の1以上で専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1) 4 円/日 (2) 8 円/日 (3) 12 円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(1) 200 円/日 (2) 400 円/日 (3) 600 円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した場合。入所から7日を限度
サービス提供体制強化加算	(1) 22 円/日 (2) 44 円/日 (3) 66 円/日	Ⅰ 介護職員総数のうち介護福祉士 80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士 35%以上の場合
	(1) 18 円/日 (2) 36 円/日 (3) 54 円/日	Ⅱ 介護職員総数のうち介護福祉士 60%以上の場合
	(1) 12 円/日 (2) 24 円/日 (3) 36 円/日	Ⅲ 介護職員総数のうち介護福祉士 50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続7年以上の職員が30%以上の場合
介護職員等処遇改善加算 （所定単位×11.3%/月）	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合	

※上記の加算については、施設が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行った場合に算定されます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

○当施設の居住費・食費の負担額

本人や配偶者、世帯の全員が市町村民税非課税であり、預貯金や世帯状況等一定の条件を満たす方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます（※ユニット型施設である為、原則生活保護の方は未対応）。

居室と食費に係る自己負担額について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている居室・食費の負担限度額とします。

【 居住費・食費の負担額（1日） 】

区分	利用者負担額	居住費	食費
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離されている配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	880円	300円
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	880円	390円
第3段階①	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,370円	650円
第3段階②	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	1,370円	1,360円
第4段階	・上記以外の方	2,066円	1,700円

（2） 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（事業所による提供や献立表以外の食事）

ご利用者のご希望にもとづいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用に実費

②電気代

個人でテレビ・冷蔵庫を設置された場合、1台につき1日50円の電気代がかかります。

③理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円より

④レクリエーション

日常生活の中でのレクリエーションや、季節に応じた行事を実施します。利用に関する費用は利用料に含まれています（内容により別途費用の負担が必要な場合には、事前にご説明行い負担していただく場合がございます）。

○主なレクリエーション・年間行事予定

1月	新年祝賀・初詣	7月	七夕祭り・花火大会	【月間行事】 誕生会 お茶会
2月	節分	8月	夏祭り	
3月	ひな祭り	9月	敬老祭	
4月	花見	10月	大運動会	
5月	藤見	11月	紅葉見学	
6月	そば打ち	12月	クリスマス会・餅つき	

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

おむつやパットおよび紙パンツ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担はありません。

原則日常生活上必要な物品は施設側でご準備させていただいておりますが、当施設で準備させて頂いている物品以外の物を希望される場合、ご利用者・ご家族で準備して頂くか、品物代をご負担いただく場合があります。

⑥複写物の交付について

ご利用者又は身元引受人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物の交付を希望される場合は事務所窓口までお知らせ下さい。交付に対しての費用は原則必要ありませんが、複写物により費用が必要になる場合はご相談させていただきます。

⑦貴重品の管理

貴重品に関しましては、原則施設でのお預かりは行っておりませんので、ご利用者又は身元引受人による管理をお願いしております。万が一紛失等されましても、当施設での責任は負いかねます。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

⑧契約第20条に定める所定の利用料金

ご利用者が契約終了後、特別の事情なく居室を明け渡していただけない場合、本来の契約終了日から居室を明け渡される日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	6,520円	7,200円	7,930円	8,620円	9,290円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご利用翌月の10日に請求書発行、ご郵送いたします。ご利用翌月の末日までに下記のいずれかの方法にてお支払い下さいますようよろしくお願いいたします。（原則として施設窓口でのお支払いをお願いしております。）

但し、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。

ア. 施設窓口への現金支払い
イ. 下記指定口座への振込み 西日本銀行 特別養護老人ホーム 第二竹里館 施設長 関 昭典
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし 利用できる金融機関 西日本銀行 瀬高支店 普通預金 利用者個人口座

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご希望により次の協力病院において診察や入院治療を受けることができます。（但し、優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。又、診察・入院治療を義務付けるものでもありません）

なお、受診については原則としてご家族の付き添いをお願いしています。

協力医療機関の名称	所在地	診療科
山内医院	みやま市瀬高町大江1694番地 電話 0944-62-4131	内科・小児科
ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480番地2 電話 0944-22-5811	総合
みぞぐち歯科クリニック	柳川市三橋町下百町207番地2 電話 0944-88-9883	歯科

※上記に記載のない医療機関への受診を希望される場合、また専門外における受診が必要となられる場合には、施設医（山内医院医師）の指示や診療情報提供書（紹介状）に基づいての受診となりますので、ご不明な点は当施設事務所へお尋ね下さい。

5. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
②なし			

6. 苦情の受付について (契約書第24条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

1. 苦情受付担当者 立石竜彦 第二竹里館 事務長 電話 0944-62-7001
Fax 0944-32-8773
2. 苦情解決責任者 関 昭典 第二竹里館 施設長 電話 0944-62-7001
Fax 0944-32-8773
3. 第三者委員 ①山城富美雄 竹里会 評議員
②菊池裕規 竹里会 評議員

受付時間 随時

また、苦情受付・提案ボックスを第二竹里館エレベーター横に設置しています。

(2) 当苦情解決委員会で解決できない苦情は、下記に申し立てることができます。

- ◎ みやま市役所 介護支援課 介護保険係
みやま市瀬高町小川5番地 電話 0944-64-1555
Fax 0944-64-1601
- ◎ 福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部
柳川市三橋町正行431番地 電話 0944-75-6301
Fax 0944-75-6340
- ◎ 大牟田市役所 福祉支援室福祉課
大牟田市有明町2丁目3番地 電話 0944-41-2683
Fax 0944-41-2662
- ◎ 筑後市役所 市民生活部 高齢者支援課
筑後市大字山ノ井898番地 電話 0942-53-4115
Fax 0942-53-4119

- ◎ 八女市役所 介護長寿課 介護認定係
 八女市本町647番地
 電話 0943-23-1353
 Fax 0943-30-1505
- ◎ 大川市役所 健康課 介護保険係
 大川市大字酒見256番地1
 電話 0944-85-5522
 Fax 0944-86-8485
- ◎ 国民健康保険団体連合会
 福岡市博多区吉塚本町13番地47
 電話 092-642-7859
 Fax 092-642-7856
- ◎ 福岡県社会福祉協議会「運営適正化委員会」
 春日市原町3丁目1番地7
 電話 092-915-3511
 Fax 092-584-3790

※上記に記載のない保険者および窓口に関しましては当施設事務所へお尋ね下さいますようお願い致します。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

(食べ物(生もの)、ライター等の火器、ナイフ等刃物類、ペット等の生き物、預貯金、高価な貴金属証券類、他ご利用者に迷惑が掛かるとされる物)

(2) 面会

面会時間 終日9:20~15:50

事務所の面会簿にご記入後、ご面会していただきますようよろしくお願い致します。なお、インフルエンザ、感染症等の流行時期にはご面会を控えて頂く場合があります。

(3) 外出・外泊(契約書21条参照)

外出・外泊をされる場合には事前に事務所までお申し出ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は前日までに事務所にお申し出ください。

(5) 洗濯

施設内で洗濯を行いますが、素材(ウール、麻等)によってはできない場合がございます。

(6) 喫煙

施設内では、原則喫煙はできません。ご希望の場合は事務所までご相談下さい。

(7) その他

※安全面や健康面に配慮行うため、飲食物の持ち込みやタバコ、アルコール類は職員にお預けください。

※季節に応じた衣類等の入れ替えのご協力をお願い致します。

※備え付けの家具類以外の持込をご希望される場合は、事務所までお申し出下さい。持込が困難な場合はお断りさせて頂くこともございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

8. 非常災害時の対策

(1) 非常災害に備えて非難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。

(2) 入所者は前項の対策に可能な限り協力をお願い致します。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 福岡県みやま市瀬高町高柳256番地1
名称 特別養護老人ホーム 第二竹里館
施設長 関 昭典 印

説明者 所属
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉サービスの提供開始に同意しました。

【ご利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【身元引受人】

住所 _____

氏名 _____ 印